

邑楽町告示第165号

平成25年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月4日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成25年12月9日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○不応招議員（なし）

平成25年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成25年12月9日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第50号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第51号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第52号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第54号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第55号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第56号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第57号 邑楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第58号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第12 議案第59号 町道の路線認定及び廃止について
- 第13 議案第60号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算
- 第14 議案第61号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第62号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第63号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第17 議案第64号 平成25年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○出席議員（13名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員			

○欠席議員（1名）

15番 細谷博之 議員

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
飯塚勝一	総務課長
橋本喜久雄	企画課長
諸井政行	税務課長
吉田紳二	住民課長
相場利夫	生活環境課長
小島敏晴	保険年金課長
河内登	福祉課長
大拙一	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島靖	都市建設課長
半田実	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
神山均	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

小 倉 章 利	事 務 局 長
田 部 井 春 彦	書 記

---

◎開会及び開議の宣告

○本間恵治議長 ただいまから平成25年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午後 1時01分 開議〕

---

◎発言の申し出

○本間恵治議長 町長から発言の申し出がありましたので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議長のお許しをいただきまして、平成25年度一般会計補正予算（第2号）の提案についてのおわびを申し上げます。

平成25年11月28日に開催された邑楽町議会総務教育常任委員会におきまして、一旦事業担当課長が説明した補正予算の案について、急遽その説明を撤回し、説明資料の差しかえを行うという事態が発生しました。これは、提案者である私が内容の変更を決断した後、直ちにその旨を財政担当課長及び事業担当課長に指示し、また会議の主宰者である総務教育常任委員長に連絡することを行わなかったことに起因するものであり、常任委員長はじめ委員の皆様にご迷惑をおかけすることになってしまいました。また、これを受け、翌11月29日に行われた議会全員協議会でも、議員各位の貴重な時間を費やし、混乱を招く結果となりました。このような事態は、議会軽視との批判を免れないことであり、中央公民館設計者選定協議報償費を補正予算に計上することは時期尚早だったこととあわせ、私の責任を痛感するものであります。改めて議員各位及び関係者におわびを申し上げます。今後は、今回の件を教訓とし、事業執行に誤りのないよう十分注意することをお約束いたします。平成25年12月9日、邑楽町長金子正一。

大変ご迷惑をおかけいたしまして、申しわけありませんでした。

---

◎諸般の報告

○本間恵治議長 日程に入る前に、諸般の報告をします。

さきの定例会において議決いただきました道州制導入に断固反対する意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基

づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○本間恵治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において田部井健二議員、小沢泰治議員を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○本間恵治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から13日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの5日間と決定しました。

---

#### ◎日程第3 議案第50号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議 について

○本間恵治議長 日程第3、議案第50号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

新ごみ焼却施設建設準備に伴い、太田市外三町広域清掃組合規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

改正内容については、共同処理する事務に「ごみ焼却施設（太田市清掃センター及び大泉町外二

町清掃センターに係るものを除く。)の設置及び管理運営に関する事務」を追加し、ごみ焼却施設建設事務の負担割合について、均等割100分の10、人口割100分の90を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第51号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第4、議案第51号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

社会情勢の変化によるさまざまな行政課題に対応するため、関連する事務事業の再編を行い、より機能的な組織体制の整備と強化を図り、迅速で良質なサービスの供給を目指し、町民から見てわかりやすい組織機構とするため、邑楽町課設置条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、現行の「生活環境課」を「安全安心課」に名称を変更し、現行の保険年金課と福祉課を再編し、「健康福祉課」と「子ども支援課」にいたします。また、現行の産業振興課を「農業振興課」と「商工振興課」の2課に再編し、現行の15課（2局13課）を16課（2局14課）にするものでございます。



よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第52号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第5、議案第52号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、個人住民税の公的年金からの特別徴収税額の算定方法の見直し及び金融所得課税の一本化に伴う公社債、株式等に係る所得に対する課税の見直しなどの規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第6、議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、金融所得課税の一本化に伴う公社債、株式等に係る所得に対する課税の見直しなどの規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第54号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第7、議案第54号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第54号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部改正により、延滞金の割合が引き下げられたことに伴い、これを準用している後期高齢者医療に係る保険料の延滞金について改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第55号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第8、議案第55号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第55号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部改正により、延滞金の割合が引き下げられたことに伴い、これを準用している介護保険料の延滞金について改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第56号 呂楽町公共下水道条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第9、議案第56号 呂楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第56号 呂楽町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、本条例の使用料等の督促及び延滞金の割合の特例について改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第57号 邑楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第10、議案第57号 邑楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第57号 邑楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、本条例の延滞金の割合の特例について改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 邑楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第58号 工事請負契約締結事項の変更について

○本間恵治議長 日程第11、議案第58号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第58号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る平成25年5月23日に議決をいただきました平成24年度石打町営住宅新築建築工事(2期工事)の請負契約締結事項につきまして、外廊下及びバルコニーのアルミ手すりの設置方法の変更と物干し金物の変更を実施するため、当初契約金額2億1,682万5,000円を2億1,685万6,500円に変更する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 工事請負契約締結事項の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第59号 町道の路線認定及び廃止について

○本間恵治議長 日程第12、議案第59号 町道の路線認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第59号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

国道354号拡幅工事等に伴い、町道の路線認定及び廃止をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 議案第59号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり、12路線を認定し、10路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案いたします。

また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長2,200.5メートル、路線廃止が延長2,808.4メートルで、607.9メートルの減となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 町道の路線認定及び廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第60号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算

○本間恵治議長 日程第13、議案第60号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第60号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,404万4,000円を追加し、予算の総額を80億3,586万円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税5,000万円、国庫支出金1億4,362万8,000円、諸収入833万5,000円等を増額し、県支出金1,319万8,000円、繰入金1億379万5,000円及び町債2,190万円を減額するものであります。

歳出の主なものは、総務費2,237万5,000円、民生費2,604万7,000円、教育費3,172万8,000円等を増額し、衛生費285万4,000円、農林水産業費1,340万3,000円等を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 補正予算書の42ページ、10款5項1目25節の積立金についてお聞きをいたします。

当初、この積立金の金額は3,200万円と聞いておりました。これがいつの間にか3,380万円に変更になりました。そして、町長に全員協議会の席で、いつ、どこで、どういう理由で金額が変わったのか教えてくれと聞いたところ、総務教育常任委員会の委員会の直前に議長室を訪ねてそこで変更したのだというお話でございました。私は町長に、議長室で決める話なのですかとお聞きをしたところ、きょうの全員協議会の中では、議長には報告をしに行ったのだと、もうそのときには変更するというのは決めていたのだと、そういう話でありましたし、私も議長のほうから、報告を受けたと、町長と議長室で決めたのではなくて私は報告を受けた旨の話を聞いております。議長は多分、そのときはそのとおりだと思っていただいております。でも後日、その件について、財政担当課長も、現場の生涯学習課長も、そのことを一切知らない。私は、金額を変更するのに、担当課長や財政課長が知らないうちに変えてしまう、そんなことがあり得るのかと、非常にいまだに理解ができませんけれども、町長は、こういうことをすると議会軽視、委員会をないがしろ、議員を小ばかにして、そして職員まで恥をかかせる、そういった事態になるというような予測もできなかったのか、



わかっていてやっているのか、それともわからなくてやったのか、まずそこからお聞きをしたいと思います。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

この予算を変更したということにつきましては、先ほど議長のほうに報告に行きましたというふうなことについては、その決断を私自身が行ったというものであります。

そのことについて、そういうことが議会軽視あるいは議員をないがしろにする等々のことは全くないわけでもありまして、もちろん職員のほうも誠心誠意取り組んでいただいておりますので、そのようなことについては、そうは思っておりません。

そういったことがわかった上でそのようなことをしたのかしないのかということについては、先ほどもおわびを申し上げましたけれども、そのわび状の文のように、私自身はその連絡を総務教育常任委員会の委員長をはじめ関係者に連絡ができなかった、行わなかったということが起因をしているということでもありますので、その点については、わかって行ったか、わからなくて行ったのかということは、まず私自身そのようなことの思いはありませんので、あくまでもその連絡を行わなかったということが原因でということでもありますので、全く申しわけなく思っているところでございます。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 議長、今のは答弁になっていませんからね。私は、わかってやっているのか、知らなくてやったのかというのをお聞きをしているわけであります。

そして、このおわびによりますと、こういう事態が発生をしたと、どこかで竜巻が生まれたような話をしてはいますけれども、事態が発生したのではないのですね。あなたがこういうことを行えば、必ずこういうふうにはなるのですよ。それで、この文面を読みますと、先ほども全員協議会の中で申し上げましたけれども、内容の変更を決断した後、直ちにその旨を財政担当課長や事業担当課長に連絡することを行わなかった、これが原因ですというふうにあるのですね。これが非常に大きな間違いなのです。財政課長や担当課長、また所管の委員長に連絡をしなかったのが悪いのではないのですよ。その前に、この金額を変える、その時期と場所を、あなたの判断が誤っているのです。議長室でする判断ではないし、委員会の直前にする判断ではないのですよ。

私は、あなたが議長と事前に協議をしたり、他の議員と中身を意見交換をしたりするのを決して悪いとは思っていません。反対の場合によれば、そういうことが必要なことのほうが多いのですよ。ただ、あなたが今回やったのは、事前協議ではない。直前に変更したのですよ、あなたの独断で。そういうことは、議会を軽視をするし、常任委員会をないがしろにするのです。

議会というのは、ご承知のとおり行政のチェック機関です。チェックをする間際になってあなたの判断で変えてしまう、こんなこと許されるはずないのですよ。そういうことをあなたがやったの

ですよ。だから私は、そういうことをやると大騒ぎになるというのを承知の上でやったのか、それとも知らなくてやったのかというのを聞いているのですよ。ちゃんと教えてくださいよ。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 予算の計上について、時期尚早だったということもあわせて、その思いをおわびの中に記したわけでもあります。したがって、決してその状況はわかっている、この撤回をすることによって混乱を来すということについては、もちろんわかっているというところでもありませんし、またわからなくてということについては、直前にというお話もありましたけれども、その提案をする考え方が、時期が早かった、尚早だったということに尽きるのかなというふうに思っておりますので、そのようなことでお答えしたいと思います。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 私が申し上げているのは、提案する時期が早かったとか、撤回したのが悪かったとか、私はそういう話はしていないのですよ。そういうことを判断していくのは、まさにあなたの仕事ですから、私はそんなことに対して、出すのが早かったとか、撤回するのがだめだとか、そういう話をしているのではないのですよ。あなたは、職員を39年もおやりになって、そして議員もやった、町長も6年もやっている。もうかれこれ、立場さえ変えど50年近く行政にかかわっているのですよ。そういう方が自信を持って出したものを、例えば議会で修正をされたり、原案どおり可決をされたり、撤回をしたり、結果はいろいろあるでしょう。ただ、こういうやり方は、どこの誰に聞かせてもまず思いつかないのですよ。職員に指示をしておいて、裏で真逆な判断を示す。委員会たまったものではないですよ。ここにも書いてありますよ。あなたが撤回したときに、既に担当課長は委員会の中で間違っただけの説明をしているのですよ。常任委員の皆さんは、いいかげんな説明を受けているのですよ。そういう現状をあなたの判断がつくり出しているのですよ。

いいですか。9月にあなたが出したこのわび状は、これはまさしく事務執行のミスです。本来あってはならないけれども、ミス、間違い。こういうのは間々として起こるものですから、それはそれでしょう。今回のは、これはミスではないですよ。まるっきりミスではないのですよ。あなたは確信犯ですよ。こういうことをやって、こういう判断をすれば、こういう結果にしかならないのですよ。だから私は、それはわかっているやっただけですか、わからなくてやったのですかということを知っているのですよ。あなた以外のどなたが町長をやっている、こういうことで、こういう判断をすれば、必ずこういう結果にしかならないのです。

よろしいですか。消防団員が50年も仕事をやっていて、火災が発生をして、水ではなくて石油をかければ、必ず火は消えなくて余計に燃え広がるのですよ。そんな常識でわかっているのです、誰でも。あなたはそういうことをやっているのですよ。間違っただけの結果になったのではない、たまたまこういう結果になったのではない、こういう結果しか出ないのですよ、こういうことをやれば。自分で予算を計上しておいて、直前に議長室にこそこそ訪ねて行って、そして今さら報告を

した。報告をしたのだとすれば、まず事業担当課長、財政担当課長、報告してから議長に報告に行く。当たり前ではないですか。所管の委員長にだって、当然報告をするのでしょ、先に。それから議長に、こういうことでお騒がせをしましたと、よろしく願いをいたしますという報告に行くのでしょ。やり方も順序もまるっきりなってないですよ。

それで最後に、これを教訓にして、今後このようなことがないように。こんなことを教訓してくれなくもいいですよ。こんな間違いを犯す人はいないのです。私が聞いている範囲内で、歴代町長はおろか、歴代村長にさかのぼったって、こんな判断をした人はいまだかつて一人もいないと私は聞いています。だから私、言っているのですよ。わかっていてやっているのか、知らなくてやったのか、はっきりと教えてくれと。教えていただきたい。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどの繰り返しになりますけれども、そういうことがわかっていれば、もちろんやりませんし、わからないということであれば、それは今、田部井議員が言われるようなことにも進むかもしれませんが、私のそのときの判断としては、やはりそれが最良な方法だったということで行ったわけでもあります。

したがって、田部井議員のご意見、まさにそういうことだというふうに認識をいたしました。したがって、そのようなことがないようにということでおわび文にも申し上げましたけれども、十分これからの事務事業執行に当たっては、先ほど議員の意見も聞くようにというお話もありました、今後十分そういったことに意を配ってやっていきたいと、このように思います。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 そういう言葉が素直に信じられるのであれば、私もあえて何度も何度もこういう質問しないのです。あなたは、二度とこういった過ちは犯しませんと、何回言っているのですか、この議場で。まださきの9月ですよ。追加議案をお願いして、町始まって以来の追認議決だと、みずから給与を10%減額をして1カ月間と。そしてわび状を出して、身を律して当たりたいと、これからはこういうことがないようにするのだと。ついさきの定例会でその話をしたのですよ。何枚お出しになるのですか、これを。私はもう前から言っています。情けないですよ、こんな見せられるのは。そして私は、悪いですけども、あなたのこの謝罪文を集める趣味はないのだと、そこまで言っているのですよ。出さないでいただきたい、私は。確かに今度はパソコンで打ったのではなくて自筆で、大変達筆な字でというので、学校の先生が見れば褒めてくれるような字かもしれないけれども、悲しいけれども気持ちが入っていない。これがあなたの全てですよ。よくお考えになったほうがいいですよ、あなたは。事務執行の間違いという話ではないのです。あなたの性格がなせるわざだと私は思っていますよ。

よろしいですか。2期目の当選をして昨年3月の定例会で給料を、震災が起きて1年もたっていないのに、私の給料だけは上げてくれと。日本中であなただけです、そういう話をしたのは。

1年たって私は、そのことについて反省をしたのですかと、考えが違っているのですかとお伺いをしたら、いやそのときはその判断は正しいのだと、そういう話をしたのですよ。そしてことしの6月に、職員の給与を下げなくてはならないと。私は、そういうことをするのであればということで、議会も寄り添うということで議員も、パーセントはともかくとして、職員に見合うような、同じような方向をとろうという話をしたわけですよ。そのときにお誘いをいたしました、町長さんもぜひそのほうがいいですよと。あなたは、職員の給与は削っても私のは手をつけてほしくないと、頑として引き受けていただけなくて現在に至っております。

その6月、何があったのですか。6月中は、この邑楽町は法律違反を犯している町、そういう状況にあったのですよ。みずから法律違反を犯しておいて、そのときにあなたは町民に向けて何と書いていたのですか。安全で安心な町づくり、犯罪のない町をつくるのだと、胸張ってそんな話をあなたは町民にしているのですよ。そして、裏からちょっとのぞいてみれば、そのときに町自体が犯罪を犯している。そういうことをやっているのですよ。それで今回ですよ。間違いなら私はここまで言いません。これは間違いではないのですよ。確信犯なのですよ。180万円、あんなに議長にも注意をされて、それを勝手にのせて、土壇場で、職員にも相談もしないで勝手に切って、勝手に積立金に足して、そして今こういう状態になっているのですよ。

この間、何が起こるかといえば、当然議会軽視の最たるものだし、委員会をないがしろにしているし、議員を小ばかにしていると、そういう話なのです。それで、その席で、私をにらみながら、二度とこういうことがないようにすると。私は信用できるのですか、あなたのそんな言葉を。私はできませんよ。ほかの議員だって言っているではないですか。必ずまた起こすよねと。そうなのです。必ずまたやるのですよ、あなたは。悪いことをしたとっていないのですから。こういう間違いがあったのは、議長が当日出てくるのが遅かったからこんな騒ぎになってしまった、そのぐらいの感覚でしかいないのですよ。情けないけれども。50年近く税金で飯を食って行政にかかわってれば、少なくともこのくらいのがやっけていいことだか悪いことだか、その辺の判断はつくわけですよ。本当にそれが見つからないのですか。本当にそのときは最良だと思ってやって、最良の道を選んだら最悪の結果になったのですか。教えていただきたい。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 決断をしたということの中で、その数字を今議員が言われますように振りかえたということでもあります。したがって、それが最良であったかどうかということについては、今、議員のほうからいろいろご指摘をいただきました。したがって、そのことがないようにやるということでぜひお許しをいただきたいというふうに思います。今提案をさせていただいている部分については、当初の考えから積立金にということになっておりますけれども、その180万円を振りかえたということについては、当初の考え方から大きく変わってしまったわけでありまして、そのときの判断としては、議員の皆さんのご意見をいただいて、みずから判断したというこ

とでもありますので、私の非がそのとおりだということになりますけれども、今後は、繰り返しになりますけれども、そういうことがないように、これからも議員の皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと、このように思います。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 私がみずから判断をしたとおっしゃいますけれども、だからその判断をする時期も場所も全く取り違えているのですよ。ということを行っているのですよ。そういうことがわからないのですかと。50年近くも職員やったり議員やったり町長やったりして、そういうときにそういう場所でそういう判断をするのが、やってはいけないことなのですよと、そのくらいみんながおわかりなのですよと、あなただけがわからないのですよという話をしているのですよ。やっぺは悪いことなのですよ。判断をするなら違う場所で、違う時刻にするのですよ。当たり前ではないですか。

私は、議長と相談をするなど言っているのではないのです。一生懸命相談をして、いい町づくり考えればいいのですよ。ただし、判断をするときは、きちんと堂々と、常任委員会に委ねるのですよ。そういう場所ではないですか。それを委ねて予算書まで配って、数字まで示して、それで裏でちょこちょこ、ちょこちょこ、担当課長にも知らせないで変えるような判断をするのではないということを行っているのですよ。かわいそうではないですか、一生懸命頑張っている課長が。あなたの後ろみんな聞いているのですよ、この話を。誰ひとり、さああしたから頑張ろうと思ってくれる人が出るのですか、こういうことで。みんな嫌になってしまうのですよ。あなただって職員で課長をやったのでしょうか。自分の身を置きかえてみなさいよ。情けない。

そういうことを平気でやって、ろくな反省な顔も態度も見せない、紙切れ出せばいいのだと、そういう態度が私は嫌なのですよ。何度も何度も、何度も見せられて。「お許しいただきたい」、何度もお聞きをしました。「二度と起こしません」、何度もお聞きしました。何回目ですか、このわび状は。後で総務課長に頼んで、今まで出したわび状を全て議員にもう一度再発行してもらえますか。

もう答弁要りません。以上です。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありますか。

小島幸典議員。

○12番 小島幸典議員 議案第60号の平成25年度邑楽町一般会計補正予算についてお尋ねします。

補正予算書の41ページ、これの社会教育費の補正が3,378万8,000円と出ていますよね。それで、この説明欄の中で、右の42ページのほうに移りますけれども、邑楽町社会教育施設建設基金積立金とありますよね。これが3,380万円出ているのですけれども。どうしてこの時期にこの補正予算が必要かと。ということは、本来ならば当初予算でちゃんと1年間の計画等が出なくてはならないのではないかなと。ということの前から私は、今の別に執行部がどうこうではなくて、前から町の予算の中で補正、補正、補正でずっと流れてきて、補正がかなり多いのです。そうすると、ある意味

では計画ではないですよ。計画ではないですよ。要するに当初予算額というのは年間計画だと思うのですよ。であれば、誰がやっても町の予算額はできてしまう。そういうことを私、所管なので、その辺のことを副町長に、もう町長疲れているでしょうから、副町長のほうから、補正予算のこの金額、何に使いたかったのか、またこれから何で使わなくてはならないか。今12月です。12、1、2、3と、4カ月待てば、はっきり出せるはずだと思うのです。わずか、4カ月遅くなったからって、今の時点で何で、要するに積立金が必要かと。これは明記されてありますね。明記されていていいと思うのですけれども、はっきりわかって。だけれども、どうしてそれを、使い道ですね、どうしてここへのせなくてはならないのかと。積み立てしなくてもまだいいのではないかなと。補正ですよ。補正で積み立てなくたっていいと思うのです。

だから、そういうことを考えると、これもっと本当にわかりやすく、町民にもわかりやすくするのは、ちゃんと目的を持たなければ。だから私は常々ランニングコストと、そういうことも含めてちゃんと計算してくださいよと。そうでなければ高校生でも邑楽町の予算できてしまいますよ。足らなければ補正組めばいいのですもの。そういうことでこの説明を、まずは第1は、何でこれ補正ここへ来て足らなくなってしまったのか。どうしてこの時点で積み立てしなくてはならないのかと。当然私は今まで4年5年積み立ててくださいよと言っています。言っていますが、ここへ来て、補正で積み立てろとは言っていない。毎年毎年計画的に、目的を持って積み立ててもらいたい。そういうことで、きょうのこの補正の、要するに審議ですから、その辺のちょっと明確な方針または目的、何でこの金額か、その辺を副町長に回答をお願いします。

○本間恵治議長 堀井副町長。

○堀井 隆副町長 補正予算（第2号）につきまして、まずは収入のほうで町税5,000万円、それと元気交付金というものが1億3,400万円余出ました。そういった中で今必要な金を、例えば繰入金につきましては公共が主なのですけれども、1億3,079万5,000円ですか、それを繰り入れました。町債についても、2,190万円を町債発行せずに減額しました。そういった中で、中央公民館の基金であります社会教育施設整備基金に3,380万円、余裕ができたと言うと大変失礼ですけれども、組める金額がありましたので、組ませていただきました。

小島議員がおっしゃるとおり、当初予算で年間の計画は全て決まりますので、組めるものでしたらば、本来は基金等についても当初できっちり組んでいくというのが筋道だとは思いますが、なかなか貧しい町ですのでそこら辺が予算がとれないということもあって、少しでも余裕ができた、あるいは努力して減額したものを積んでいくという方向で動いているわけです。

以上です。

○本間恵治議長 小島幸典議員。

○12番 小島幸典議員 いつも明快な回答をしてもらって本当にありがたいのですけれども、でも、予算というのはやはり目的を持って、何で、どういうことによってやらなくてはならないかと。ふ

っと浮いたようなものの決め方というのは非常に誤解を招きます。それで余ったのであれば次は、これは当たり前のことなのですけれども、行政と、また議会と、これは当然協議しなくてはならないですけれども、やはりもっと困っている人はいっぱいいるわけですよ。現実には出産祝金20万円いただいたのは、私はこの前も話したけれども、腹の中に抱えている赤ちゃんに権利があってもすばっと切ってしまったたりね。それで、これ積み立てたからって、すぐに公民館ができるわけではないのですよね。だからそういうことを考えれば、もっと福祉のほうに目を向けて、銭が余ったら福祉のほうへもっと本当に援助してもらいたいです。私は声なき声の代弁者として、この前も全員協議会とか会議で話していますけれども、本当に収入が200万円前後の人が20%近くいるわけですよ。ということは、呂楽町でもそれは当てはまります。あと雇用関係もそうだし。これは後で雇用関係も一般質問でしますけれども。ふいっと湧いたように銭を補正で組むのは、私は反対です。何でもやっぱり目的を持って、目的が達成できないで何かあった場合は、これは補正は必要だと思います。だけれども堂々と、年間2億円積みましようよと、そういうことを目的を持ってやってもらいたい。答えはいいです。

○本間恵治議長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 平成25年度呂楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○本間恵治議長 起立多数。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第61号 平成25年度呂楽町国民健康保険特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第14、議案第61号 平成25年度呂楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第61号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,307万1,000円を追加し、予算の総額を32億5,267万円といたしたい次第であります。

歳入の主なもの、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金及び県支出金等を増額するものであります。

歳出については、保険給付費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第62号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正  
予算

○本間恵治議長 日程第15、議案第62号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第62号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万3,000円を追加し、予算の総額を2億647万8,000円といたしたい次第であります。



歳入については雑入の増額であり、歳出については繰出金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第63号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第16、議案第63号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第63号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、予算の総額を17億1,577万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額であります。

歳出については、総務費及び保険給付費のうち、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費を増額し、特定入所者介護サービス等費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第64号 平成25年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第17、議案第64号 平成25年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第64号 平成25年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万6,000円を減額し、予算の総額を2億5,018万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額と一般会計繰入金の減額であり、歳出については学校給食センター費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第64号 平成25年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○本間恵治議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす10日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 2時12分 散会〕